

浪江町合併 70 周年記念ロゴマーク募集要項

1 趣旨

浪江町は、令和 8 年 5 月 1 日に合併 70 周年を迎えます。この節目の年を、町民の皆さまをはじめ、浪江町に想いを寄せる多くの方々と共に祝い、これまでの歩みを振り返るとともに、町の魅力を町内外へ広く発信するためのシンボルとして「浪江町合併 70 周年記念ロゴマーク」を募集します。

本ロゴマークは、記念事業や広報物、各種イベント等で幅広く使用します。

2 募集内容

浪江町の豊かな自然、伝統、文化、特産品などをモチーフにした、町のイメージにふさわしいデザインであり、70 周年とわかるように「70」や「70th」などをデザインに取り入れてください。

3 応募資格

プロ・アマ、年齢、居住地を問いません。（どなたでも応募可能です）

未成年の方は、保護者の同意を得て応募してください。

4 応募規定

(1) 応募は 1 人 2 作品までとします。

(2) 応募形式は以下のいずれかとします。

・電子データの場合

ファイル形式を PDF、JPEG、PNG のいずれかとし、解像度は 300dpi 以上、データサイズは 5MB 以内としてください。

手書きの作品をスキャン等でデータ化したものでも応募可能とします。

・手書きの場合

所定の応募用紙の枠内に、手書きもしくは印刷したものを貼り付けてください。

(3) デザインは、縦横比 1:1 程度とし、色数に指定はありませんが、白黒（または単色）での印刷・表示や、縦 20mm×横 20mm 程度に縮小しても識別できるよう考慮したデザインとしてください。

また、印刷物やホームページ等での使用を想定し、幅広い用途で活用できるデザインにしてください。

(4) 作品に込めた趣旨（デザインの説明）を記載してください。

(5) 国外からの応募はできません。

5 応募方法

以下のいずれかの方法で応募してください。

(1) 電子メールの場合

件名を「浪江町合併 70 周年記念ロゴマーク応募」として、作品と応募用紙（必要事項を記入）を共に添付してください。

(2) 郵送または持参の場合

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ提出してください。

- ・ 郵送の場合は、封筒に「70 周年記念ロゴマーク応募」と明記してください。
- ・ 電子データの作品の場合は、CD-R 等により提出してください。
- ・ 手書き作品の場合は、応募用紙を折り曲げないように注意してください。

【提出先】

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2

浪江町役場 総務課 秘書広報係

メールアドレス：namie11020@town.namie.lg.jp

6 募集期限

令和 8 年 5 月 22 日（金）午後 5 時まで ※必着

7 審査・選考

職員投票により、応募のあった全作品から上位 5 作品を決定します。上位 5 作品の中から、一般投票により最優秀（採用）作品 1 点を決定します。

選考過程、選考結果及び選考理由についての問合せ等には応じませんので、あらかじめご了承ください。

8 賞

最優秀賞（採用作品）：1 点 賞状および副賞

9 発表・表彰

令和 8 年 7 月上旬頃発表（予定）

受賞者に直接通知するとともに、受賞者の氏名、住所（市区町村まで）を町ホームページ等で発表させていただきます。

不採用通知は行いませんので、あらかじめご了承ください。

表彰は浪江町合併 70 周年記念式典で行います。

1 0 個人情報の取り扱い

応募に係る個人情報は、本募集事業以外の目的には使用しません。

1 1 応募に関する注意事項

- (1) 応募する作品は、未発表でオリジナルの作品のみに限ります。
- (2) 最優秀（採用）作品の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む）、商標権、その他一切の権利は、浪江町に帰属するものとし、受賞者は当該作品に関し著作者人格権を行使しないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- (3) 応募作品が既発表作品と同一、酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含みます。）、本募集要項に反している場合又は法令に反している場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- (4) 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。町は一切の責任を負いかねます。
なお、応募作品に関連して、町が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- (5) 応募作品は、第三者の著作権や商標権を侵害しないものに限ります。万が一、侵害等の問題が発生した場合は、応募者の責任となります。
- (6) 採用作品は、使用にあたり補正・修正を行う場合があります。
- (7) 応募に係る費用の負担は応募者の負担とします。
- (8) 応募作品は返却しません。
- (9) 応募の時点で、募集要項の記載事項に同意したものとみなします。